

武道館条例

(設置)

第1条 主として少年の柔道・剣道の錬成及びその普及振興を図るため、武道館を設置する。

2 武道館は、長崎市に置く。

(利用許可)

第2条 武道館を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、次の各号の一に該当する場合には、武道館の利用を許可してはならない。

- (1) 武道館の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 柔道・剣道以外の使用で、武道館を利用させることが適当でないとき。
- (3) その他武道館の管理上支障があるとき。

3 知事は、第1項の許可については、武道館の管理上必要な条件を附することができる。

(使用料)

第3条 武道館を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、災害その他特別の事情による武道館を利用することができなかつたときは、この限りでない。

第4条 知事は、次の各号の一に該当する場合には、使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 県が行なう柔道・剣道の錬成計画に基づき、使用するとき。
- (2) 公益上特に必要があると認められるとき。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用許可の目的以外に利用しないこと。
- (2) あらかじめ許可を受けた場合を除き、特別の設備をし、又は造作を加えないこと。
- (3) 武道館の秩序を乱さないこと。
- (4) その他知事の指示する事項

(利用許可の取消し及び利用の中止)

第6条 知事は、利用者が前条の規定に違反すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は中止させることができる。

(過料)

第7条 知事は、許可を受けずに武道館を利用した者又は第5条の規定に違反した者に対して、5万円以下の過料に処することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第14号）抄

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年条例第4号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第40号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第39号）

1 この条例は、平成7年2月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第39号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第49号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第33号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第18号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

専用使用	全館使用	主として少年で構成する団体	1時間につき	220円
		主として成人で構成する団体	1時間につき	440円
	館の2分の1使用	主として少年で構成する団体	1時間につき	110円
		主として成人で構成する団体	1時間につき	220円
柔道・剣道以外の使用			1時間につき	1,100円
附属設備（椅子、テーブル及び放送設備）			1時間につき	220円

備考

- 1 電灯又はガスを使用する場合には、この表に定める使用料のほかに、その実費を徴収する。
- 2 この表において「少年」とは18歳未満の者をいい、「成人」とは18歳以上の者をいう。